

定 款

特 定 非 營 利 活 動 法 人
生 活 習 慣 環 境 改 善 協 會

特定非営利活動法人 生活習慣環境改善協会 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 生活習慣環境改善協会 という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を

東京都品川区 に置く。

2 この法人は従たる事務所を

北海道千歳市と長崎県長崎市 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外の支援を必要とする人々の生活向上を目的とし、保険・医療福祉・地域開発・教育環境・環境保全等の支援活動を行ない、人々の生活習慣及び生活環境の改善を進めるとともに、社会的弱者の擁護支援を行う。また、地域を越えたより広い社会へ積極的に貢献するとともに、人材育成に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 消費者の保護を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 子供の健全育成を図る活動
- (7) 学術、文化、芸術、スポーツの振興を図る活動
- (8) 各号に掲げる活動を行なう団体の運営と活動に関する助言又は援助活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 国内外の技術・製品・ノウハウに関する情報の収集事業
- ② 研究機関との提携事業
- ③ 医療・福祉及び諸団体との提携・紹介支援事業
- ④ 生活習慣・生活環境の改善に関する各種啓蒙事業
- ⑤ 生活習慣・生活環境の改善に関する個人・研究者・企業への支援事業

(2) その他の事業

- ① 生活習慣・生活環境の改善に関する各種医療機器・機械、健康機器、栄養食品の検証・認定事業
- ② 生活習慣・生活環境の改善に関する機関誌・書籍等の出版事業
- ③ 医療施設・学校法人・各種研究機関への人材派遣
- ④ 医療機器・医療器具・健康栄養食品の販売事業に関するコンサルタント受託事業
- ⑤ 医療施設・学校法人等の運営に関するコンサルタント受託事業
- ⑥ 福祉及び医療・生活環境に関する各種保険の開発と運用事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び企業・団体で、総会における議決権を有する者。
- ② 賛助会員 この法人に賛助会員を置く事ができるものとする。賛助会員は、この法人の事業を賛助するため入会した企業・団体で、総会における議決権を有しない。
- ③ 名誉会員 この法人に名誉会員を置く事ができるものとする。名誉会員は、この法人に功労があった個人で、理事会において推薦され承認されることを要する。名誉会員は、総会における議決権を有しない。

2 前項の他に理事会において、その他の会員の種別ならびにその会費等を定める事が出来る。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

- 2 宗教活動・政治活動を主たる目的とする団体、選挙活動を目的とする団体は、入会できない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 名誉会員は入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員を置く場合には、理事会において別に定める入会金および会費を納入する。
- 3 名誉会員を置く場合には、理事会において別に定める入会金および会費を納入する。
- 4 年会費は入会月より翌年入会月の前月までの1ヵ年の会費をいう。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名する事が出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 3人以上30人以内
- ② 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 理事のうち専務理事1名、常務理事2名以内を置く事ができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはこの職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長 1 名及び職員若干名を置く事が出来る。
- 3 事務局長は、副理事長もしくは理事が兼務する事が出来る。
- 4 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

(開催)

第 24 条 通常開催は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 21 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

- 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 30 条 総会の議事については、次に事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

- 第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

(権能)

- 第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他運営に関する重要事項
- (8) 総会に付議すべき事項
- (9) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総会の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 21 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあたっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員及び事業会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岩井	宏方
副理事長	大橋	博
専務理事	境	泰広
常務理事	清水	重喜
理事	井上	律
理事	浦	忠宏
理事	大倉	ソノ子
理事	神尾	英樹
理事	須藤	幸蔵
理事	高木	克己
理事	高山	美治
理事	田中	敏明
理事	中山	繁
理事	長島	正通
理事	原	義男
理事	森下	信夫
理事	渡邊	一夫
理事	泉	一雄
理事	熊谷	實
理事	石橋	薫
理事	中島	繁
監事	大塚	雅明

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2006 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

個人会員				
個人	入会金一口	10,000円、	年会費一口	10,000円
法人会員				
企業・団体	入会金一口	100,000円、	年会費一口	200,000円

(2) 賛助会員（議決権なし）

個人会員				
個人	入会金一口	0円、	年会費一口	6,000円
法人会員				
企業・団体	入会金一口	20,000円、	年会費一口	10,000円

(3) 名誉会員（議決権なし）

個人	入会金一口	0円、	年会費一口	0円
----	-------	-----	-------	----

以 上